

建築設計業務委託契約書（Bタイプ） 新旧対照表

新	旧
建築設計業務委託契約書（Bタイプ）（抜粋）	建築設計業務委託契約書（Bタイプ）（抜粋）
（発注者の解除権及び違約金） 第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 （2） その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 （3） 管理技術者を配置しなかったとき。 （4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 （5） 第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 （6） 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。 ロ～リ 略 2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合</u> においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 <u>（1）前項の規定によりこの契約が解除された場合</u> <u>（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u> 3 前項の場合において、受注者が設計共同体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。 4 第1項第1号から第5号まで及び第6項のいずれかの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。 5 第1項第6号の規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。	（発注者の解除権） 第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 （2） その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 （3） 管理技術者を配置しなかったとき。 （4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 （5） 第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 （6） 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。 ロ～リ 略 2 <u>前項の規定によりこの契約が解除された場合</u> においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。 3 前項の場合において、受注者が設計共同体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。 4 第1項第1号及び第2号のいずれかの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。 5 第1項第3号から第6号までのいずれかの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条第1項、同条第6項又は第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条第1項、同条第6項又は第42条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条第1項、同条第6項又は第42条の規定によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第42条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条又は第42条の規定によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。